

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第三十一号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

表徳島県阿南警察署の項中

阿南市

を

阿南市
那賀郡

に改め、同表徳

島県那賀警察署の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（徳島県警察署協議会条例の一部改正）

2 徳島県警察署協議会条例（平成十三年徳島県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第一項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第二項の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、附則に次の一項を加える。

4 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（令和元年徳島県条例第三十一号。以下「元年改正条例」という。）の施行の日の前日において元年改正条例による改正前の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例表に規定する警察署のうち次の表の上欄に掲げるものに置かれて
いる協議会の委員に委嘱されている者は、元年改正条例の施行の日に、元年改正条例による改正後の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例表に規

定する警察署のうち次の表の下欄に掲げるものに置かれている協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる委員の任期は、第三条第二項及び第三項の規定にかかわらず、同日の前日における委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

徳島県阿南警察署	徳島県阿南警察署
徳島県那賀警察署	